

構造改革特別区域計画 新旧対照表

新	旧
<p>構造改革特別区域計画</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 構造改革特別区域の特性</p> <p>新潟市は、明治の開港 5 港の一つに数えられるなど、古くから港を中心とした港湾都市として、日本国内はもとより日本海側の対岸諸外国とも文化的・経済的交流を積極的に行ってきた。</p> <p><u>平成 19 年 4 月には、本州日本海側初の政令指定都市へ移行し、港湾・空港・高速道路など、恵まれた交通基盤を活かしながら環日本海地域における拠点都市として地域経済の更なる活性化を推進している。</u></p> <p><u>そのうち、新潟空港は国内線 8 路線、国際線 7 路線が就航し、国内外の交流機能を果たしている。</u></p> <p><u>また、新潟港は中国、韓国、ロシアに充実した定期航路を有し、世界有数のハブ港であるプサン港との間には週 9 便が就航している。平成 23 年 8 月には新潟港～ロシア・ザルビノ港～中国・琿春を結ぶ「日本海横断航路」が就航し、将来の市場規模拡大が見込まれる中国吉林省などを後背地に見据え、物流及び人流の重要な動脈となることが期待される。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>構造改革特別区域計画</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 構造改革特別区域の特性</p> <p>新潟市は、明治の開港 5 港の一つに数えられるなど、古くから港を中心とした港湾都市として日本国内はもとより、日本海側の対岸諸外国とも文化的・経済的交流を積極的に行ってきた。</p> <p><u>また、通年では国内唯一のロシア・ハバロフスクとの定期航空路をはじめ、ウラジオストク、中国・ハルビン、上海、韓国・ソウルなどを結ぶ航空路線や、中国・韓国などとを結ぶ定期貨物航路を有しており、日本海側の物流拠点としてのインフラが整備されている。さらに、昨年 3</u></p>

本市は、これまでも北東アジア経済圏の形成を目的に「北東アジア経済発展国際会議」や「日露エネルギー・環境対話」などの国際会議を開催しているほか、中国北京市に「新潟市北京事務所」を開設するなど、北東アジア諸国との情報交換や企業誘致活動などを行っている。

近年では、平成 24 年 9 月に市内シンクタンクが中心となり、日本・ロシアの経済団体などと協力し、地域間ビジネスの活性化を目指した「日ロ地域間ビジネス推進協議会」が発足した。本市は協議会と連携し、ロシア側メンバーの企業・団体などからなる訪日団を受け入れるなど、市内企業とのビジネスマッチングや外資系企業等の誘致を積極的に支援している。

さらに、平成 25 年 12 月には新潟市の公益財団法人新潟 IPC 財団が、台湾の財団法人工業技術研究院との間で、当地域の企業とのビジネスマッチングの促進を目的とした覚書を交わし、経済交流の拡大に取り組んでいる。また、本市には韓国、ロシア、中国の各総領事館やフランス、モンゴルの名誉領事館が設置されるなど経済面において交流しやすい環境が整っている。

こうした本市のポテンシャルを活かし、外資系企業等誘致事業を展開しており、外資系企業等の進出によりもたらされる経済波及効果は、地域産業の活性化や国際化に果たす役割は非常に大きいと期待される。

月と 10 月には周辺市町村と合併し、平成 19 年 4 月に政令指定都市へ移行することを目指し、港湾・空港・高速道路など、恵まれた交通基盤を活かしながら国際都市として、地域の拠点性を確立するため、貿易の振興や地域経済の活性化に必要な基盤整備を進めている。

本市では産業の振興に向けて、日本海側の対岸諸外国と近接し、相互依存関係を深めているという地理的特性を活かし、外資系企業誘致事業を展開している。この外資系企業の進出によりもたらされる波及効果が、地域産業の活性化や国際化に果たす役割は大きいと期待される。

## 5. 構造改革特別区域計画の意義

### (1) 計画のねらい

1990年代初めのバブル経済崩壊以降、大手企業はもとより、中小企業の海外進出に拍車がかかった。それに伴い、この20年程の間に全国各地で産業の空洞化現象が深刻化してきている。この海外進出状況を見ると大手企業の場合、多国籍企業としての世界戦略の一環として進出しているのが一般的であるが、中小企業の場合は生き残りをかけて海外に進出するという面が大きい。「経済のグローバル化」が叫ばれるようになって久しいが、国内事情だけを考慮して地域経済の振興を図ろうとしても、それだけでは産業の空洞化を止めることはできない。

したがって地方自治体として産業振興、雇用の確保の観点から対策を講じるが必要となる。

平成18年に「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」として、本市が設置する「にいがた e 起業館」(新潟市新事業創出支援施設)が特例措置を受ける施設として認定され、これまで外資系企業等の誘致活動に寄与してきた。

しかし、同施設は、設置から10年以上が経過し、立地場所及び固定された間取り並びに設備の陳腐化などのため、近年の創業ニーズとの不一致が生じていること。また、変化していく創業ニーズに合わせた本市による長期的な整備や提供が難しいことから、平成26年3月末をもって運営を終了することとした。

こうした状況の中、平成25年9月に、人が集まり利便性もよくビジネス活動を行いやすいエリアに、民間事業者がインキュベーション

## 5. 構造改革特別区域計画の意義

### (1) 計画のねらい

1990年代初めのバブル経済崩壊以降、大手企業はもとより、中小企業の海外進出に拍車がかかった。それに伴い、この10年程の間に全国各地で産業の空洞化現象が深刻化してきている。この海外進出状況を見ると大手企業の場合、多国籍企業としての世界戦略の一環として進出しているのが一般的であるが、中小企業の場合は生き残りをかけて海外に進出するという面が大きい。「経済のグローバル化」が叫ばれるようになって久しいが、国内事情だけを考慮して地域経済の振興を図ろうとしても、それだけでは産業の空洞化を止めることはできない。

したがって地方自治体として産業振興、雇用の確保の観点から対策を講じるが必要となる。

施設として「ジョブプレイス新潟駅南」を新設した。本市としては施設の一部を助成の対象に指定することで、引き続き施設の一部を「新潟市国際創業特区」として特定しようとするものである。

外資系企業等の進出により 地域にもたらされる 直接・間接の波及効果は、経済面における地域産業の活性化や国際化はもちろん、社会や文化、教育など多方面にわたり、その果たす役割は大きい。

(削除)

## (2) 外資系企業誘致がもたらすもの

外資系企業等の誘致は、先に述べた産業の空洞化を 抑止し、地域経済の活性化を図ることにあり、そのメリットは以下のとおりである。

### ① 雇用の確保

外資系企業等の進出 は地域経済の活性化や雇用の創出に効果がある。

(削除)

最近の傾向としてサービス業分野での日本への投資が増加傾向にあり、販売力の強化、事業拡大、サービスの向上等を理由に雇用を拡大しようとする外資系企業等が多くなると推定される。

### ② 技術・経営ノウハウの導入

外資系企業等の参入により、市内企業の競争力が強化されること

外資系企業等の進出により 地域及び地域経済にもたらす 直接・間接の波及効果は、経済面における地域産業の活性化や国際化はもちろん、社会や文化、教育など多方面にわたり、その果たす役割は大きい。

新潟市としても、市内企業のグローバルな経済活動を支援する一方、外国企業を市内への呼び込みを促進するための支援策を研究し、構築する必要がある。

## (2) 外資系企業誘致がもたらすもの

外資系企業を誘致するということは、先に述べた産業の空洞化を和らげ、地域経済の活性化を図ることにあり、そのメリットは以下のとおりである。

### ① 雇用の確保

外資系企業等の進出により雇用面でプラスとなる。

コールセンターなどもこの面でメリットが大きい。

最近の傾向としてサービス業分野での日本への投資が増加傾向にあり、販売力の強化、事業拡大、サービスの向上等を理由に雇用を拡大しようとする外資系企業が多くなると推定される。

### ② 技術・経営ノウハウの導入

外資系企業等の参入により、市内企業の競争力が強化されることが考えられる。品質・価格だけでなく、ブランド力・環境対応・サ

が考えられる。品質・価格だけでなく、ブランド力・環境対応・サービスの違いなどからこれまでになかった考え方や商品が入ってくることで、競争を促進させる効果が生じる。更に、このような新たな技術や経営手法の導入により企業が発展し、優れた製品やサービスを消費者に提供できることで地域経済の活性化に繋がることが期待される。

#### 6. 構造改革特別区域 計画 の目標

地域経済の活性化を図るためには、産業振興、雇用の確保といった観点から地域内の 既存企業 に頼るだけでなく、外資系企業等の誘致を促進し、新たな産業や雇用の創出を加速させる必要がある。

そのためには誘致や起業のための 環境整備 が不可欠であり、その手段として 引き続き「新潟市国際創業特区」の認定を受けることにより、環日本海における拠点都市としての基盤をより強固なものにするとともに、外資系企業等を誘致するためのセールスポイントとして一層の活用を図るもの。

#### 7. 構造改革特別区域 計画 の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

新潟市では、平成 16 年度から積極的に外資系企業 等 の誘致に取り組

むことで、競争を促進させる効果が生じる。更に、このような新たな技術や経営手法の導入により企業が発展し、優れた製品やサービスを消費者に提供できることで地域経済の活性化に繋がることが期待される。

#### 6. 構造改革特別区域の目標

地域経済の活性化を図るためには、産業振興、雇用の確保といった観点から地域内の 既存の企業 に頼るだけでなく、外資系企業の誘致を促進し、新たな産業を育成する必要がある、そのことを目標とするものである。

そのためには誘致や起業のための 条件整備と支援策の構築 が不可欠であり、海外から新潟市に進出しやすい環境を整備する必要がある。その手段として 構造改革特区の認定を受けることにより、北東アジアにおける国際拠点都市としての基盤を固めるとともに、海外から企業を誘致するためのセールスポイントとしても活用するものである。

#### 7. 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

新潟市では、平成 16 年度から積極的に外資系企業誘致に取り組んでおり、その一環として、同年 10 月には外国企業支店等の開設準備を行う

んでおり、その一環として、同年10月には外国企業支店等の開設準備を行うビジネスマンへの在留資格付与（特例措置番号509）を内容とする構造改革特別区域計画を申請して同年12月に認定された。

なお、同特区は平成17年9月に全国展開され11月に認定の取消しが行われたが、新たに平成18年3月に国際創業特区として「にいがたe起業館」を指定し外資系企業等の誘致に寄与してきた。

この間、本事業をセールスポイントとしながら、積極的に企業誘致活動を行ってきた結果、中国企業など5社（平成18年度以降分）が新潟市内において会社を設立するに至った。

しかし、これまで特例措置を受ける施設として認定されていた「にいがたe起業館」は、立地場所及び固定された間取り並びに設備の陳腐化などのため、近年の創業ニーズと合わなくなったことなどから、平成26年3月末をもって運営を終了することとした。

今回、特例措置を受ける施設を変更することで、これまで以上に積極的な外資系企業等の誘致活動が可能となり、起業家や技術者、外国資本の導入を促進することで、地域内において雇用の創出や既存の地元企業にとっても新たなビジネスチャンスが期待できるなど、地域内経済の更なる活性化が期待できる。

また、同施設に入居する他の企業等とクラスターを形成し、新しい産業の創出が図られる可能性も期待できる。

（削除）

ビジネスマンへの在留資格付与（特例措置番号509）を内容とする構造改革特別区域計画を申請して同年12月に認定された。

現在までに、誘致活動を展開した結果として中国企業3社が新潟市内において会社設立又はその準備を行っている。なお、前述の特区は昨年9月に全国展開され11月に認定の取消しが行われた。

17年度は、地域におけるビジネスチャンスを積極的にPRし、1つでも多くの有望な対日投資関心企業を発掘することを目的に、友好都市であるハルビン市（黒龍江省）をはじめ長春市（吉林省）・瀋陽市（遼寧省）

<p>8. (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>の中国東北地方 3 都市及び中国経済の中心都市である上海市において投資環境説明会を開催した。</u></p> <p><u>その結果、有望企業として食品関連企業 2 社が発掘され情報提供を行い、新潟市等が主催する産業見本市「新潟ビジネスメッセ 2005」や「食と花の国際見本市」への出展や視察のため招聘した。その際、企業訪問や市場調査などの支援を行い本市への進出を働きかける誘致活動を展開した。</u></p> <p><u>今後、構造改革特区として認定された場合、このほか、韓国・ロシアなど、日本海側の対岸諸国をはじめとする国々から新潟への企業誘致を促進する際、重要なセールスポイントとして積極的な企業誘致の展開が可能となる。</u></p> <p><u>また、認定により、起業家や技術者、外国資本の導入を促進することができれば、地域内において新規雇用の発生や既存の地元企業にとっても新たなビジネスチャンスが期待できるなど、地域内経済の活性化が期待できる。</u></p> <p>8. (略)</p> <p><u>9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</u></p> <p><u>〔外資系企業誘致事業〕</u></p> <p><u>外資系企業の誘致を促進するために必要な条件や支援体制を強化し、企業の誘致や起業を図ることで産業の空洞化を阻止し、地域経済の活性化に繋げる。</u></p>
----------------------------------	--

①助成制度（平成 17 年度開始）

外資系企業誘致を促進することにより新たな雇用の創出及び本市経済の活性化を図るため次の補助制度を設け、進出支援を図る。

●事務所賃料補助

新潟市内に新規に事務所を開業しようとする外資系企業等に対し、審査の上、月額家賃の 1/2（限度額 5 万円、2 年以内）を補助する。

●会社設立補助

新潟市内に新規に日本法人等を設立しようとする外資系企業等に対し、審査の上、設立登記費用（限度額 15 万円）を補助する。

②投資環境説明会の開催

中国国内で投資環境説明会を開催して本市への進出を PR し、進出可能性企業を発掘する。有望企業へはセールス活動を積極的に展開する。中国語の企業誘致パンフレットを作成。

③支援制度

●アドバイザー制度

外資系企業等が新潟市内において法人設立等を行う際、諸手続きや市場調査、経営戦略の立案などについて、効率的にコンサルティングやサポートが受けられるよう法律、税務、経営、通訳、不動産などの専門家による登録制度を設け、進出支援を図るもの。



別紙 1

1～3 (略)

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

新潟市国際創業特区内における「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に該当する、特区内に支店を開設又は勤務しようとする外国人

(2) 事業が行われる区域

新潟市の全域

(3) 事業の実施期間

特区認定の日から

(4) 事業により実現される行為

現在、新潟市では 外資系企業等の誘致活動の一環として、「にいがた e 起業館」内において、オフィススペースを提供して おり、当該施設に進出の意向を示し、支店等開設準備を行う場合に、その準備等を行う 外国企業の 職員に対し、本邦における事業所としての拠点確保が確実であるとみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、当該在留資格を付与 しているが、立地場所や固定された間取り並びに設備の陳腐化などの理由から、近年の創業ニーズとの不一致が生じていた。併せて長期的に整

別紙 1

1～3 (略)

4. 特例事業の内容

(1) 事業に関与する主体

新潟市国際創業特区内における「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に該当する、特区内に支店を開設又は勤務しようとする外国人

(2) 事業が行われる区域

新潟市の全域

(3) 事業の実施期間

特区認定の日から

(4) 事業により実現される行為

新潟市では、「にいがた e 起業館」(下記(5)参照)内においてオフィススペースを提供しているが、外資系企業誘致活動の一環として、外国企業が 当該施設に進出の意向を示し、支店等開設準備を行う場合に、その準備を行う職員に対し、本邦における事業所としての拠点確保が確実である こととみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、当該在留資格を付与 することにより、外国企業が進出しやすい環境が整備される。

備・提供することが難しいため、平成 26 年 3 月末で運営を終了することとした。こうした状況の中、人が集まり利便性もよく、ビジネス活動を行いやすいエリアに民間企業が新設した「ジョブプレイス新潟駅南」(下記(5)参照)を引き続き特例措置を受ける対象施設として変更することで、外国企業等が進出しやすい環境がより一層整備されるもの。

(5) 特例措置を受けようとする施設

①施設の名称

ジョブプレイス新潟駅南

②所在地

〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神 1 丁目 1 番 プラーカ 3 2 階

③当該施設のうち、特例措置を受けようとする部分

ビル 2 階部分のうちレンタルスペース A, B, C, D, E, F, G

④特例措置を受けようとする部分に係る

○所有者

新潟市中央区米山 2 丁目 5 番地 1

木山産業株式会社 代表取締役社長 木山 光

○所有者の所有区分

ビル全部

○賃貸者 (レンタルスペース A のみ)

新潟市中央区天神 1 丁目 1 番 プラーカ 3 2 階

株式会社ジョブプレイス 代表取締役 伊藤 結樹

(5) 特例措置を受けようとする施設

①施設の名称

にいがた e 起業館 (新潟市 新事業創出支援 施設)

②所在地

〒950-0916 新潟県新潟市米山 2 丁目 6 番地 2

③当該施設のうち、特例措置を受けようとする部分

ビル 2 階部分全部

④特例措置を受けようとする部分に係る

○所有者

新潟市東明 4 丁目 6 番地 4

大明建設工業株式会社 代表取締役 斎藤 昭

○所有者の所有区分

ビル全部

○転貸する主体

新潟市学校町通 1 番町 602 番地 1

新潟市長 篠田 昭

○当該区分の入居状況

レンタルスペース A は 58 席中 2 席入居中。個室レンタルスペース B から G までは全室空室。(平成 25 年 12 月末日現在)

○施設の確保に係る誓約書の有無等その他

「ジョブプレイス新潟駅南」は外資系企業等の事業所として利用することを目的に本市が助成の対象に指定している施設であり、外資系企業等の入居に当たり賃貸借契約を行う意志を記した誓約書を所有者から得ている。

⑤入居対象者その他必要な事項

特に定めなし

⑥支援内容

「ジョブプレイス新潟駅南」は株式会社ジョブプレイスが新潟駅南地区において新設したレンタルオフィスである。本市は同社に対し各種セミナー事業、交流事業、相談事業、情報発信事業を委託し、行政や産業支援機関、商工団体、民間団体、認定支援機関及び大学等からなる起業家支援プラットフォーム

○当該区分の入居状況

添付の「にいがた e 起業館入居状況一覧表」参照

○施設の確保に係る誓約書の有無等その他

「にいがた e 起業館」は、新事業創出支援施設として使用することを目的としており、本市が利用を承認した企業等に転貸することを規定した契約を所有者と本市の間で締結している。建物賃貸借契約書の写しを添付。

⑤入居対象者その他必要な事項

支援施設を利用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するもので、退去後は新潟市内に本社又は事務所を置いて活動するものとする。

(1) 新たに情報通信技術を活用した事業活動を行う個人・グループ（学生を含む）や中小・ベンチャー企業で、今後創業しようとするもの又は創業から 3 年未満のもの。

(2) 情報通信技術を活用して既存事業を高度化し、新たな事業活動を行う企業の新事業部門等で、今後事業を開始しようとするもの又は事業開始から 3 年未満のもの。

(3) その他市長が特に認めるもの。

⑥支援内容

中小・ベンチャー企業の事業創出や起業の促進を図るため、通信回線の整ったオフィススペースをインキュベート（ふ化）施設として提供。

を構築することで、新規事業の立ち上げを支援している。

(6) 当該助成に関する情報

①名称

新潟市外資系企業等進出促進補助金交付要綱

②目的

市内に進出する外資系企業等に対し、新潟市外資系企業等進出促進補助金を交付し、外資系企業等の誘致を促進することにより、雇用の創出及び本市経済の活性化を図るもの。

③助成金交付の有無

有

概要：参考資料「新潟市外資系企業等進出促進補助金交付要綱（平成26年4月1日要綱改正予定）」のとおり

(7) 事業が開始されなかった場合の措置

当該外国人が本邦に入国後、3ヶ月以内に事業を開始しない場合は、出入国管理及び難民認定法第22条の4に定める在留資格の取消しの対象となることから、本市は次のように対応する。当該外国人の所在を確認の上、速やかに入国管理局から指定された官署に報告し指示に基づき、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該出張所の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力を行う。なお、失踪した場合に

(6) 事業が開始されなかった場合の措置

当該外国人が本邦に入国後、3ヶ月以内に事業を開始しない場合は、出入国管理及び難民認定法第22条の4に定める在留資格の取消しの対象となることから、本市は次のように対応する。当該外国人の所在を確認の上、速やかに入国管理局から指定された官署に報告し指示に基づき、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該出張所の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力を行う。なお、失踪した場合に

においては、速やかに当該出張所に報告し指示に基づき警察等の関係機関へも連絡する。

#### 5. 当該規制の特例措置の内容

規制の特例措置に該当することを判断した根拠

- (1) 外国企業（地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。）が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、当該外国企業に対して当該特区内においてその事業の用に供する施設を助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置が講じられていること。

新潟市では「新潟市外資系企業等進出促進補助金交付要綱」第4条第2項において「ジョブプレイス新潟駅南」内レンタルスペースA, B, C, D, E, F, G部分を助成の対象として指定することとしている。当該施設は、起業家支援プラットフォーム形成事業により新規事業の立ち上げを支援しており、外資系企業等が当該施設に入居することで、本市での事業展開に必要な準備を行うことができるなど十分な環境を確保している。併せて別記様式第3号の中で助成の対象となる事業所名、所在地等を助成の対象として指定することとしている。

これまで外資系企業等の誘致活動を展開しているが、1社でも多くの有望な投資関心企業を発掘することを目的に、中国、韓国、ロシアにおいて「新潟市投資環境説明会」を開催してきたほか、「日ロ

においては、速やかに当該出張所に報告し指示に基づき警察等の関係機関へも連絡する。

#### 5. 当該規制の特例措置の内容

規制の特例措置に該当することを判断した根拠

- (1) 外国企業（地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。）が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、当該外国企業に対して当該特区内においてその事業のように供する施設を助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置が講じられていること。

新潟市では 外資系企業誘致活動を展開しているが、1つでも多くの有望な投資関心企業を発掘することを目的に、17年度は中国国内のハルビン市、長春市、瀋陽市、上海市の4都市において「新潟市

地域間ビジネス推進協議会」と連携しビジネス訪日団を新潟市等が主催する産業見本市「新潟国際ビジネスメッセ」や「フードメッセ in にいがた」での商談を目的にビジネス訪日団を招聘している。

今後 も、定期的に相互訪問をし市内のパートナー企業の紹介や市場調査、専門家紹介などの支援を行うなど、企業誘致活動を引き続き展開する予定である。この他、ホームページなどによる広報を通じて助成又は事業所の提供を希望する外国企業を引き続き募集することとしている。

(削除)

なお、5の(5)に記載のとおり「ジョブプレイス新潟駅南」の所有者及び外国法人から当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書を所有者から得ている。あわせて、外資系企業等が賃貸借契約を行った場合の契約書の写しは5の(6)に記載のとおり本市へ提出させ速やかに入国管理局から指定された官署に提出するほか、事業計画及び商業登記事項証明書(全部事項証明書)等についても5の(7)に記載のとおり提出を求め、地方入国管理局に報告を行うこととしている。

誘致対象企業が進出し、貿易拠点又は製造拠点として事業展開することにより現在の厳しい経済状況の中、本市においては雇用の創

投資環境説明会」を開催した。その結果有望企業として食品関連企業2社が発掘され情報提供を行い、市場調査を目的に新潟市等が主催する産業見本市「新潟ビジネスメッセ 2005」や「食と花の国際見本市プレ'05」への出展や視察のために本市へ招聘した。

今後 は、本市における事務所設立に向け有望企業に対して情報提供を行い、再度本市を訪問してもらい市内のパートナー企業の紹介、市場調査、専門家紹介などの支援を行い本市への進出を働きかけ事業計画を策定する誘致活動を展開する予定である。

有望企業が中小・ベンチャー企業の事業創出や起業の促進を図るためインキュベート施設として提供している「にいがた e 起業館」に入居することにより、日本での事業展開に必要な準備を十分に行うことができる。

このようなインセンティブを備えることにより、食品分野に属する有望起業の誘致を促進し本市における食品分野の活性化に繋げる。

出が期待できるとともに、市内に所在する既存の企業との取引の活発化や独自の経営ノウハウによる新たな事業の展開が見込まれるなど既存の企業に与える影響は大きく、地域産業の発展に資するものと考えられる。

以上のことから、事業の用に供する施設を提供するための必要な措置が講じられているものと判断した。

(2) 当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。

(削除)

新潟市では外資系企業等の誘致を促進するため 構造改革特別区域計画「4. 構造改革特別区域の特性」に記載の事業を展開しているが、取り組みの成果もあって、これまで中国企業など5社（平成18年度以降分）が新潟市内において会社を設立するに至った。

今回、新たに好立地でビジネス環境の整った「ジョブプレイス新

以上のことから、事業の用に供する施設を提供するための必要な措置が講じられているものと判断した。

(2) 当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。

新潟市は国内唯一のロシア・ハバロフスクとの定期航空路をはじめ、ウラジオストク、中国・ハルビン、上海、韓国・ソウルなどを結ぶ航空路線や、中国・韓国などを結ぶ定期貨物航路を有しており、日本海側の物流拠点としてのインフラが整備されている。これら恵まれた環境の中、対岸諸国で開催される見本市への参加や経済交流団の派遣・受入などを行うとともに、北東アジア経済圏の実現を目指すことを目的とした「北東アジア経済会議」を新潟市・新潟県などの主催により開催するなど、同地域との経済交流の促進に努めている。

新潟市では外資系企業誘致を促進するための事業を展開しているが、上記のような取り組みの成果もあって、現在中国の企業3社が新潟市内において会社設立又はその準備を行っている。

さらに、17年度中国国内で開催した投資環境説明会により、多数の進出可能性企業を発掘する結果を得ており、今後追跡調査や情報

潟駅南」を、特例措置の対象施設に変更することで、これまで以上に企業のニーズに合わせた支援を行うことが可能となり、一層積極的に企業誘致活動を行うことができる。今後はその優位性をセールスポイントとしながら既に新潟市へ進出した外資系企業等からの情報提供などを通して更なる企業誘致に繋げていきたい。

また、本市には各専門家によるアドバイザー支援制度があり、本市への進出を検討している外資系企業等の法律、税務、不動産等の諸課題等に対応する環境が整っている。これらのことから、今後も外資系企業等の集積が見込めるものと判断した。

- (3) 当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。

新潟市の産業の特色は食料品分野の集積にある。

平成 22年度に経済産業省が実施した「工業統計調査」によると、本市において「食料品製造業」は製造品出荷額等が 21.9% (1位、約 2,230 億円)、事業所数が 21.9% (1位、250 件)、従業員数が 32.6% (1位、12,168 人) といずれも上位を占めている (表 5-1)。

提供を通して企業誘致に繋げていく予定である。

これらのことから、今後外国企業の集積が見込めるものと判断した。

- (3) 当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。

誘致対象企業が属する分野である食料品については、

平成 15年度に経済産業省が実施した「工業統計調査」によると、本市において「食料品製造業」は製造品出荷額等が 22.7% (1位、約 2,031 億円)、事業所数が 16.7% (2位、370 件)、従業員数が 29.4% (1位、12,409 人) といずれも上位を占めている (表 5-1)。



表 5-1 新潟市の工業統計

産業中分類	事業所数	割合	従業員数	割合	(単位：件、人、万円)	
					年間製造品出荷額等	割合
食料品製造業	250	21.9%	12,168	32.6%	223,030	21.9%
パルプ・紙・紙加工品製造業	24	2.0%	1,467	3.9%	152,298	14.9%
金属製品製造業	181	15.2%	4,795	12.8%	95,128	9.3%
化学工業	16	1.4%	1,740	4.7%	184,802	18.1%
輸送用機械器具製造業	65	5.3%	2,837	7.6%	91,318	9.0%
その他	658	54.2%	14,324	38.4%	272,488	26.8%
合計	1,194	100.0%	37,331	100.0%	1,019,064	100.0%

(出所) 平成 22年工業統計調査

平成 19年度に経済産業省が実施した「商業統計調査」によると、本市における「飲食料品卸売業」は年間商品販売額が 24.0% (2位, 約 6,321 億円), 事業所数が 21.3% (3位, 617 件), 従業者数が 24.1% (2位, 7,040 人), 「飲食料品小売業」においては年間商品販売額が 29.7% (1位, 約 1,415 億円), 事業所数が 33.3% (1位, 2,620 件), 従業者数が 38.6% (1位, 20,250 人) となっておりいずれも上位を占めている (表 5-2)。

表 5-1 新潟市の工業統計

(単位：件、人、万円)

産業中分類	事業所数	割合	従業員数	割合	製造品出荷額等	割合
食料品製造業	370	16.7%	12,409	29.4%	20,311,660	22.7%
パルプ・紙・紙加工品製造業	41	1.9%	1,577	3.7%	12,566,316	14.1%
金属製品製造業	409	18.5%	5,182	12.3%	10,200,022	11.4%
化学工業	17	0.8%	1,408	3.3%	8,518,667	9.5%
輸送用機械器具製造業	91	4.1%	3,041	7.2%	6,580,490	7.4%
その他	1,286	58.1%	18,611	44.1%	31,123,267	34.9%
合計	2,214	100.0%	42,228	100.0%	89,300,422	100.0%

(出所) 平成 15年工業統計調査

※平成 17年 3月 21日合併の 13市町村(新潟市, 新津市, 白根市, 豊栄市, 小須戸町, 横越町, 亀田町, 岩室村, 西川町, 味方村, 湯東村, 月潟村, 中之口村)と, 平成 17年 10月 10日合併の巻町の合算数値。

平成 14年度に経済産業省が実施した「商業統計調査」によると、本市における「飲食料品卸売業」は年間商品販売額が 38.0% (1位, 約 1兆 504 億円), 事業所数が 20.3% (3位, 620 件), 従業者数が 26.1% (2位, 8,147 人), 「飲食料品小売業」においては年間商品販売額が 28.9% (1位, 約 2,624 億円), 事業所数が 35.0% (1位, 3,040 件), 従業者数が 37.6% (1位, 19,722 人) となっておりいずれも上位を占めている (表 5-2)。

表 5-2 新潟市の商業統計

		(単位：件、人、万円)					
産業中分類		事業所数	割合	従業員数	割合	年間商品販売額等	割合
卸売業	各種商品卸売業	10	21.9%	92	0.3%	223,030	21.9%
	繊維・衣服等卸売業	90	3.1%	744	2.5%	1,257,292	0.5%
	飲食品卸売業	617	21.3%	7,040	24.1%	63,208,766	24.0%
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	535	18.4%	5,009	17.1%	75,425,878	28.6%
	機械器具卸売業	849	29.3%	8,092	27.7%	52,416,505	19.9%
	その他の卸売業	804	6.0%	8,235	28.3%	70,568,851	5.1%
	合計	2,905	100.0%	29,212	100.0%	263,100,322	100.0%
小売業	各種商品小売業	34	0.5%	3,887	7.4%	11,329,804	12.0%
	繊維・衣服・身の回り品小売業	1,232	15.8%	5,187	9.9%	7,149,479	7.6%
	飲食品小売業	2,620	33.3%	20,250	38.6%	14,147,977	29.7%
	自動車・自転車小売業	633	8.0%	4,437	8.5%	12,509,178	13.3%
	家具・じゅう器・家庭用機械器具小売業	763	9.7%	3,173	6.1%	6,778,009	7.2%
	その他の小売業	2,572	32.7%	397	29.5%	42,181,902	30.2%
	合計	7,854	100.0%	37,331	100.0%	94,096,349	100.0%

(出所) 平成 19年商業統計調査

昨年、本市の外資系企業等の誘致活動の成果として、食料品関連企業1社の進出があった。今後、当該企業はグループ内企業などからの増資が予定されており、食料品販売の国内展開のほか、食料品や農業機械を海外へ輸出するなど、引き続き新潟市を拠点に事業の拡大を計画していることから、将来的には当該グループ内企業などの進出が期待できる。

併せて、「日ロ地域間ビジネス推進協議会」や台湾の「財団法人工業技術研究院」などとのネットワークを活用しながら食料品分野

表 5-2 新潟市の商業統計

		(単位：件、人、万円)					
産業中分類		事業所数	割合	従業員数	割合	製造品出荷額等	割合
卸売業	各種商品卸売業	12	0.4%	172	0.6%	1,769,008	0.6%
	繊維・衣服等卸売業	113	3.7%	862	2.8%	2,848,901	1.0%
	飲食品卸売業	620	20.3%	8,147	26.1%	105,041,767	38.0%
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	767	25.1%	5,953	19.1%	65,595,221	23.7%
	機械器具卸売業	929	30.4%	9,079	29.1%	55,091,250	19.9%
	その他の卸売業	615	20.1%	6,953	22.3%	46,225,224	16.7%
	合計	3,056	100.0%	31,166	100.0%	276,571,371	100.0%
小売業	各種商品小売業	31	0.4%	4,576	8.7%	13,760,048	15.2%
	繊維・衣服・身の回り品小売業	1,371	15.8%	5,058	9.6%	6,869,134	7.6%
	飲食品小売業	3,040	35.0%	19,722	37.6%	26,243,791	28.9%
	自動車・自転車小売業	646	7.4%	4,416	8.4%	12,002,621	13.2%
	家具・じゅう器・家庭用機械器具小売業	907	10.4%	3,615	6.9%	6,683,803	7.4%
	その他の小売業	2,696	31.0%	15,103	28.8%	25,224,821	27.8%
	合計	8,691	100.0%	52,490	100.0%	90,784,218	100.0%

(出所) 平成 14年商業統計調査

※ 平成 17 年 3 月 21 日合併の 13 市町村（新潟市、新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月潟村、中之口村）と平成 17 年 10 月 10 日合併の巻町の合算数値。

誘致対象企業が進出し、貿易拠点又は製造拠点として事業展開することにより現在の厳しい経済状況の中、本市においては新たな雇用の創出が期待されるとともに、既存の日本企業との取引の活発化や独自の新しい商品や経営ノウハウによる新たな事業の展開が見込まれる。

のみならず、機械器具、建築材料など幅広い分野での企業誘致を目指している。

今後も、誘致活動の展開により企業進出が更に促進されれば、本市に所在する既存の企業に与える影響は大きく、当該産業分野の一層の発展が期待できる。

(4) 賃貸借が可能である施設が存在していること（ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。）。

本市が助成の対象として指定する当該施設「ジョブプレイス新潟駅南」には、レンタルスペース 58 席、個室レンタルスペース 6 室が備えられており、現在レンタルスペース 56 席と個室レンタルスペース全室が空室となっているため賃貸借が可能である（平成 25 年 12 月末日現在）。

(5) 地方公共団体が当該施設を事業拠点として指定する場合には、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を地方公共団体に提出させること。

当該施設は、外資系企業等の事業所として利用することを目的として本市が助成の対象に指定する施設であり、外資系企業等の入居に当たっては、賃貸借契約を行う意志を記した誓約書を所有者から得ている。

したがって、今後、本市の誘致活動の展開により企業進出が促進されれば、本市に所在する既存の企業に与える影響は大きいと考えられることから、当該産業分野の発展が見込まれる。

(4) 賃貸借が可能である施設が存在していること（ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。）。

本市が賃借している当該施設「にいがた e 起業館」（新潟市新事業創出支援施設）にはオフィス 7 室が備えられており、そのうち現在 1 室が空室となっているため賃貸借が可能である施設として指定する。

(5) 地方公共団体が当該施設を事業拠点として指定する場合には、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を地方公共団体に提出させること。

当該施設は、インキュベート施設として利用することを目的として本市が所有者から賃借している施設である。施設の賃貸借契約においては、第三者への転賃は禁止されているが、本市が募集する利用者は禁止対象から除外されており（第 12 条）、その契約書の写しを添

なお、外資系企業等からの誓約書については、「規制の特例措置を受ける主体の特定状況」を添付して省略する。

- (6) 本邦に入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを地方入国管理局へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設を斡旋する等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。

当該企業が、当該賃貸借契約を行った場合には、新潟市へ「事務所賃貸借契約書の写し」を提出させ、本市から速やかに入国管理局から指定された官署に提出する。

なお、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合における措置については、下記の賃貸ビルのいずれかを斡旋できるようにビル所有者から承諾を得ている。

賃貸ビル1：「木山第3ビル」新潟市中央区米山2丁目4番地1

賃貸ビル2：「木山第17ビル」新潟市中央区明石1丁目6番6号

- (7) 本邦に入国後、3か月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、地方公共団体は、当該事業の開始後1週間以内に地方入国管理局に報告を行うこと。

本市は、外資系企業等に対して本邦に入国後、3か月以内に事業

付することで所有者からの誓約書の添付を省略する。

また、外国法人からの誓約書については、「規制の特例措置を受ける主体の特定状況」を添付して省略する。

- (6) 本邦に入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを地方入国管理局へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設を斡旋する等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。

当該施設は本市が賃借しており、利用に際しては利用申請企業へ「新潟市新事業施設創出支援施設利用承認通知書」を送付しているため、利用承認を行い次第当該通知書の写しを本市から入国管理局から指定された官署に提出する。

なお、施設を使用することができなくなった場合における措置については、下記の賃貸ビルのいずれかを斡旋できるようにビル所有者から承諾を得ている。

賃貸ビル1：「リバーリオ美咲」新潟市美咲町1-31

賃貸ビル2：「新潟第一ビル」新潟市東中通1番町187番地3

- (7) 本邦に入国後、3か月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、地方公共団体は、当該事業の開始後1週間以内に地方入国管理局に報告を行うこと。

本市は、外国企業に対して入国前に事業計画書を提出することを

所を設けて事業を開始するよう求めることとし、開始後 1 週間以内に当該企業より提出された商業登記事項証明書（全部事項証明書）等を添付した書面を地方入国管理局へ報告する。

(8) 当該期間内に事業を開始しない場合は、地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに地方入国管理局に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該地方入国管理局の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力を行うこと。

「4. 特定事業の内容 (7) 事業が開始されなかった場合の措置」参照。

(削除)

(削除)

求め、入国後 3 ヶ月以内に事業を開始するように協議し、開始後速やかに入国管理局から指定された官署に報告する。

(8) 当該期間内に事業を開始しない場合は、地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに地方入国管理局に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該地方入国管理局の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力を行うこと。

「4. 特例事業の内容 (6) 事業が開始されなかった場合の措置」参照。

(9) 施設の所有者と地方公共団体等における、当該施設に係る転貸借の契約書等の写しを地方入国管理局に提出すること。

本構造改革特別区域計画が認定を受けた後、速やかに当該施設に係る転貸借の契約書の写し等の関係書類を入国管理局から指定された官署に提出する予定である。

(10) 建物賃貸借契約書について

①契約書第 12 条に規定されている「乙（新潟市）の募集する利用者」とは、「新潟市新事業創出支援施設事業実施に関する要綱」第 2 条に規定する「利用対象者」のうち、市長が利用の承認がなされた者

が対象となる（同要綱第4条）。「利用対象者」については、「(5)特定した施設の提供主体に関する情報」と同様。

②本市が賃借している物件は、本市が募集する利用者を除き、第三者への譲渡、転貸、

事実上の第三者に使用させること及び運営行為を第三者に委託することを禁止している

が、本市が、募集する利用者に対し、譲渡又は転貸によらずに使用させること及び施設

の運営行為を委託することはない。